

<軽自動車税(種別割)減免対象となる障がいの程度>

身体障がい者等と生計を一にする方が運転される場合(家族運転)または常時介護する方(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る)が運転される場合(常時介護者運転)は専ら身体障がい者等の方のために使用する軽自動車等に限りです。

1 身体障害者手帳をお持ちの方

障がいの程度		
障害の区分	本人運転	家族運転・常時介護者運転
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1	1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害	2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害 (注1)	3級(喉頭摘出により音声機能障害がある場合に限る。)	
上肢不自由	1級及び2級	1級、2級の1及び2級の2 (注2)
下肢不自由	1級から6級までの各級	1級、2級及び3級の1 (注2)
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害		
上肢機能	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
移動機能	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級(一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
心臓機能障害	1級、3級及び4級	1級及び3級
じん臓機能障害	1級、3級及び4級	1級及び3級
呼吸器機能障害	1級、3級及び4級	1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級及び4級	1級及び3級
小腸の機能障害	1級、3級及び4級	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級	1級から3級までの各級
肝臓機能障害	1級から4級までの各級	1級から3級までの各級

複合障害により身体障害者手帳の等級が上がっている場合は、個々の障害の等級で判定する。

(注1)言語機能障害及びそしゃく機能障害は、含まない。

(注2)上肢不自由と下肢不自由の複合障害で一上肢上腕2分の1欠損(2級の3)又は一上肢機能全廃(2級の4)と一下肢大腿2分の1欠損(3級の2)又は一下肢機能全廃(3級の3)の複合障害により身体障害者手帳の等級が1級の場合は、対象とする。

2 戦傷病者手帳をお持ちの方

障がいの程度		
障害の区分	本人運転	家族運転・常時介護者運転
視覚障害	特別項症から第4項症までの各級	特別項症から第4項症までの各級
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各級	特別項症から第4項症までの各級
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各級	特別項症から第4項症までの各級
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各級(喉頭摘出者に限る。)	
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各級	特別項症から第3項症までの各級
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各級及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第3項症までの各級
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各級及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第4項症までの各級
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各級	特別項症から第3項症までの各級
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各級	特別項症から第3項症までの各級
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各級	特別項症から第3項症までの各級
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各級	特別項症から第3項症までの各級
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各級	特別項症から第3項症までの各級

3 療育手帳をお持ちの方

本人運転・家族運転・常時介護者運転	
障害の程度	療育手帳「A」

4 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

本人運転・家族運転・常時介護者運転	
障害の程度	精神障害者保健福祉手帳1級